

令和7年2月

自治会による 防犯カメラ設置要領

公益社団法人島根県防犯連合会

1 防犯カメラの設置に向けた説明

趣 旨

- 県内における犯罪情勢は、特殊詐欺事件や子ども・女性を対象とした声掛け・つきまとい事案などが依然として高水準で発生し、今後、闇バイトによる各種犯罪も懸念されます。
- 島根県では、県知事を会長とする「犯罪に強い社会の実現のための県民会議」を設置し、同行動計画で、道路、公園などに防犯カメラを設置し、犯罪の発生しにくいまちづくりを推進しています。
- 街頭における犯罪を抑止するには、24時間地域を見守る防犯カメラの設置が有効です。

犯罪の未然防止と抑止効果が期待できるほか迷子、行方不明者、徘徊老人の発見など、地域の安全・安心に貢献

防犯カメラ設置に向けた課題

設 置 場 所

- 学校施設周辺、通学路等で声かけ事案やつきまとい事案などが多発している場所
- 駐輪場等で自転車盗、器物損壊などが多発している場所

プライバシーの問題

- 設置の周知 → 防犯カメラを設置していることを表示します。
- 保存データの削除 → 一定期間(おおむね1週間)経過後に自動的に削除するようにします。

設置・管理費用の問題

- 建物や街路灯など既存施設に設置すれば安価に設置できます。
- SDカードは約3年(耐用年数2年)、防犯カメラは約7~8年(耐用年数6年)で交換が必要です。
- 自治体で防犯カメラの設置助成がある場合があります。
例: 浜田市 自治会が防犯カメラを設置の場合、設置費用の3分の2を助成

ガイドラインの設定

- 防犯カメラの設置場所、撮影範囲の検討
- 防犯カメラの設置表示
- 管理責任者の指定
- 設置者、管理責任者の責務の明確化
- 画像の管理と保存期間・方法の明確化
- 画像の閲覧と利用、提供の制限

撮影された映像が関係ない人のプライバシーを侵害しないよう、目的以外の使用をしないなど、肖像権、個人情報などの人権に配慮します。

街頭防犯カメラの設置手順について

考え方

- 街頭防犯カメラは犯罪防止の一方法です。
- 住民の皆様が「自分の街を愛して、自分達でこの街を守る。」という防犯意識を持つことが重要です。
- 地域住民が主体となり、防犯カメラの必要性や機能を認識し、住民同士が協力して、自治会、警察、公民館が連携して設置することが大切です。
このようにして設置された防犯カメラは、「地域の目」として地域の犯罪抑止に役立ちます。

手順

防犯カメラの設置に向けた協議

- 自治会、地域住民、警察、公民館等による防犯カメラの設置に向けた協議を行う。

設置場所の選定

- 犯罪や声かけ事犯等の発生状況を踏まえ、地域防犯ボランティア活動等の自主防犯活動の状況、地域住民が不安を感じている場所を勘案して選定する。

設置に向けた検討

- 設置主体・場所、費用、設置する防犯カメラの機種選定等について協議する。
- 業者を選定し協議する。

説明会の開催

- 設置場所の町内会、地域住民に対して、防犯カメラの設置についての説明会を開催し、設置の理解を得る。

適正な防犯カメラの管理・運用

- 防犯カメラの管理・運用基準を策定する。

防犯カメラの設置工事

- 業者への工事発注
- ポールの建柱に関し市道なら市役所に「道路占有許可申請」、民地なら「契約書」の締結
- 建柱工事での道路使用に対し、警察署へ「道路使用許可申請」
- 中国電力に対し「電力供給」の申請

防犯カメラ設置看板の掲出

- 防犯カメラ設置場所及び周辺に「防犯カメラ作動中」などの看板を設置し、地域住民に対し、防犯カメラを設置していることを周知する。

広報の実施

- 防犯カメラの設置を回覧等により周知を図る。

防犯カメラの管理運用規定の例

〇〇地区防犯カメラ管理運用規程

〇〇地区自治会

（設置目的）

第1条 〇〇地区自治協会（以下「本会」という。）は、児童・生徒・地区民等の安全と犯罪未然防止を目的として防犯カメラ及び画像録画装置を設置する。

（設置場所とその明示）

第2条 管理運用責任者は、本会会長とし、会長に事故あるときはその責務を副会長が代行する。

2 防犯カメラの取扱いは、原則として管理運用責任者が行い、画像録画装置で得た情報は第三者に漏らしてはならない。

3 管理運用責任者は、防犯カメラに関する苦情には、適切かつ迅速に対応する。

（管理運用上の留意事項）

第4条 管理運用責任者は、個人の権利利益（プライバシー）を不当に侵害することがないように、慎重を期さなければならない。

（映像の記録管理）

第5条 防犯カメラの映像を画像録画装置に24時間記録し、原則として1週間に限り保存するものとするが、保存期間終了後は、確実かつ自動的に消去する。

2 画像記録装置は、施錠により確実に防護し保管管理する。

（記録映像の閲覧及び持ち出し）

第6条 記録映像は非公開とする。ただし、犯罪の捜査等、法律で定められた手続きのもとに閲覧及び持ち出しの要請があった場合は、この限りではない。

2 前項ただし書きの場合、閲覧の日時、閲覧目的、閲覧者及び画像の範囲（日時・場所）を利用閲覧簿に記載する。

（その他）

第7条 この規程に定めがない事態が発生した場合や緊急を要する場合は、管理運用責任者の指示に従って対応処理する。

付則

1 この規程は令和〇〇年〇〇月〇〇日から施行する。